

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和5年度）

住 所 長崎県大村市箕島町593番地

事業者名 長崎空港ビルディング株式会社

代表者名 代表取締役社長 衛藤 勇
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客搭乗橋 (PBB)	・ユニバーサルデザインPBB（段差が緩やかなタイプ）を導入(2024年2月)。 ※6番スポット	・ユニバーサルデザインPBB（段差が緩やかなタイプ）、1基を導入 ※9番スポット

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者・障害者に関する民間資格を持つ職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 案内所に「サービス介助士」有資格者を配置。 ※案内所スタッフを含め、社内に91名の有資格者が在籍 	計画通り実施済。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 筆談器の活用 車椅子の活用 ウェブアクセシビリティ 	<ul style="list-style-type: none"> 案内所に簡易筆談器を設置し、聴覚障害者等の対応に活用。 1階案内所に3台、2階店舗に2台車椅子を設置し、高齢者・障害者に対応。 長崎空港ホームページ(PC版)は、「お手伝いが必要なお客様へ」のアイコンをヘッダーに追加。スマホ版のトップ画面を調整し、スクロールしなくても「お手伝いが必要なお客様へ」が表示されるように修正。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 研修の実施 高齢者・障害者に関する民間資格者の養成 	<ul style="list-style-type: none"> 全社員に対しサービス介助術習得のための社内訓練を実施。 ※「サービス介助士」有資格者を「社内インストラクター」として養成し、社内インストラクターが普及訓練を実施。 全国空港事業者協会が主催する「バリアフリー研修」(羽田空港)に社内インストラクター2名参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り実施済。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

車椅子利用者や障害者の公共利用の際には情報共有を行い、安心してご利用になれる環境作りを実施。

(3) 報告書の公表方法

・長崎空港ホームページ及び長崎空港ビルディング株式会社の会社ホームページにて公表。

(4) その他